

## 5歳長女暴行死 継母に懲役5年

神戸地裁判決

兵庫県三田市の自宅で平成21年11月、5歳の長女の頭部を激しく揺さぶるなどの暴行を加えて死亡させた

として、傷害致死罪などに問われた継母の寺本浩子被告(28)の裁判員裁判の判決公判が9日、神戸地裁であった。奥田哲也裁判長は「結果は重大」として、懲役5年(求刑懲役8年)を言い渡した。寺本被告は即

日控訴した。

寺本被告は公判で「暴行していない」と起訴内容を否認し、「自宅で長女が意識を失ったので起こすために体を揺すった」と説明。

弁護側は「家庭内の事故の可能性もある」として無罪を主張していた。

判決理由で奥田裁判長は、頭部の血管が切れた死因について「頭部を揺さぶるなどの人為的な行為により生じた」と認定。体を揺すったとする寺本被告の主張は「救命行為として不自然で信用できない」と退けた。